

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和二年五月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年九月二十四日奈良県指令高土第三一一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年五月七日高土第九五八号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和二年五月七日高土第三九五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字笠一一〇番四、一一〇番五、一一〇番六、一一〇番七、一一〇番八及び一一〇番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市真美ヶ丘五丁目三番二九号

葛城建設株式会社 代表取締役 岩元文彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字笠一一〇番四

下水道 北葛城郡広陵町大字笠一一〇番四